

乳幼児期
0～6歳

学童期
7～12歳

思春期
13～19歳

青年～中年期
20～39歳頃

中年～初老期
40～64歳頃

高齢期
65歳～

高額療養費制度

医療費が1か月(1日～末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。

上限額は年齢や所得により定められています。

事前に「限度額認定証」の発行を受けると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要になります。

申請先 加入中の医療保険の窓口

保険証に記載されている保険者へお問い合わせください。

国民健康保険 → お住まいの市町の国民健康保険担当窓口

協会けんぽ → 協会の各都道府県支部

健康保険組合 → 各組合、職場

《参考》厚生労働省ホームページ

乳幼児期
0～6歳

学童期
7～12歳

思春期
13～19歳

青年～中年期
20～39歳頃

中年～初老期
40～64歳頃

高齢期
65歳～

福祉医療(乳幼児医療費助成)

乳幼児が、病気やけがなどで病院にかかった際の医療費の一部を助成します。

対象 小学校就学前の乳幼児

小学生以上の子どもについては各市町で独自の助成を行っています。

自己負担額

入院・通院 1保険医療機関ごとに1日800円まで(上限月額1,600円まで)
調剤薬局での自己負担はありません。

申請先

市町の担当窓口

助成を受けるには受給者証の交付が必要です。

《参考》長崎県ホームページ、各市町ホームページ